

福岡市生活困窮者自立促進支援モデル事業について

平成 25 年 11 月

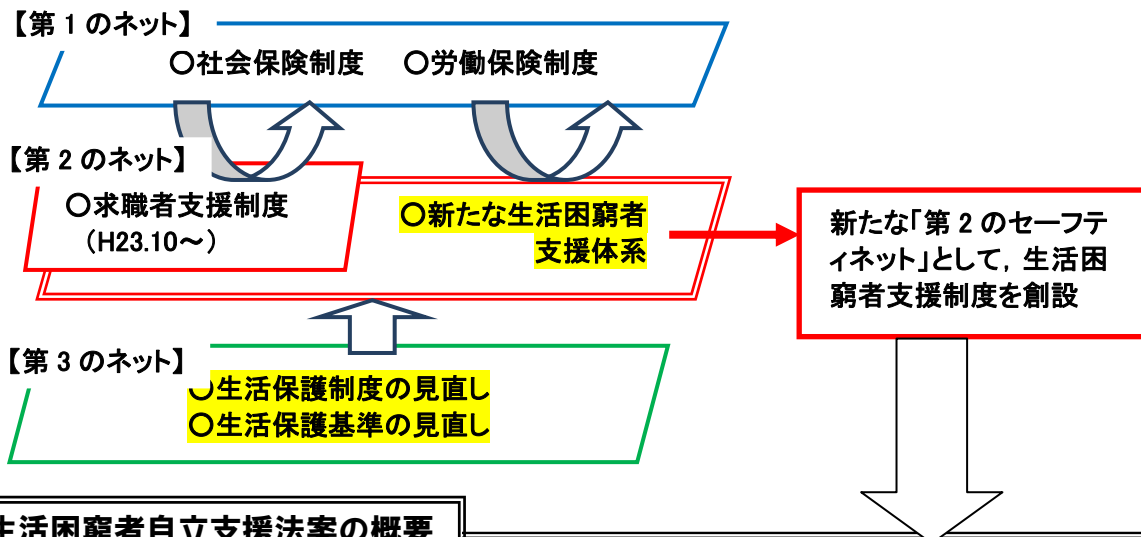
福岡市保健福祉局保護課

福岡市生活困窮者自立促進支援モデル事業について

1 事業概要

生活困窮者支援の制度化へ向け、生活困窮者が困窮状態から早期に脱却するための、本人の状態に応じた包括的・継続的な相談支援を実施し、生活困窮者への支援のあり方に係る課題の把握と検証を行うため、平成25年度から平成26年度にかけ、モデル事業を実施するもの。

制度創設に関する全体像



生活困窮者自立支援法案の概要

1. 自立相談支援事業の実施及び住居確保給付金の支給（必須事業）

- 「**自立相談支援事業**」(就労その他の自立に関する相談支援、事業利用のためのプラン作成等)を実施。※ 自治体直営のほか、委託も可能。
- 離職により住宅を失った生活困窮者等に対し家賃相当の「**住居確保給付金**」(有期)を支給。
※現在「住宅支援給付」として実施しておりモデル事業の対象外

2. 就労準備支援事業、一時生活支援事業及び家計相談支援事業等の実施(任意事業)

- 福祉事務所設置自治体は、以下の事業を行うことができる。
 - ・ 就労に必要な訓練を日常生活自立、社会生活自立段階から有期で実施する「**就労準備支援事業**」
 - ・ 住居のない生活困窮者に対して一定期間宿泊場所や衣食の提供等を行う「**一時生活支援事業**」
 - ・ 家計に関する相談、家計管理に関する指導、貸付のあっせん等を行う「**家計相談支援事業**」
 - ・ 生活困窮家庭の子どもへの「**学習支援事業**」その他生活困窮者の自立の促進に必要な事業

3. 都道府県知事等による就労訓練事業(いわゆる「中間的就労」)の認定

- 都道府県知事、政令市長、中核市長は、事業者が、生活困窮者に対し、就労の機会の提供を行うとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行う事業を実施する場合、その申請に基づき**一定の基準に該当する事業であることを認定**する。

4. 費用

- 自立相談支援事業、住居確保給付金 : **国庫負担3/4**
- 就労準備支援事業、一時生活支援事業: **国庫補助2/3**
- 家計相談支援事業、学習支援事業その他自立促進に必要な事業: **国庫補助1/2**

2 事業詳細

- (1) 生活困窮者への相談窓口を市内1箇所に設置し、自立相談支援事業を実施。

※窓口設置場所

福岡市中央区天神1丁目4番2号 エルガーラオフィス7階
(福岡市住宅支援給付事業の窓口の向かい側)

開設年月日…平成25年12月2日(火) 予定

窓口名：福岡市 生活困窮者自立支援センター

- (2) 生活困窮者が抱える課題を把握し、経済的困窮状態からの脱却へ向けた支援計画を策定。
(3) 働ける方への就労支援を実施。
(4) 様々な支援施策等へつなぎ、困窮脱却へ向けた包括的・継続的支援を行う。
(5) 事業実施にあたり、他の支援施策等とのネットワークを構築する。

3 委託事業者及び委託事業費

○委託事業者：株式会社 パソナ ○委託事業費：平成25年度 契約額 22,033 千円

4 事業スケジュール

平成25年10月中	事業者公募及び業者選定
平成25年11月1日	委託契約開始(11月は窓口開設準備)
平成25年12月2日	相談窓口開設(予定)

※モデル事業は平成26年度まで実施。(現在国会で法案審議中、成立すれば平成27年度施行)

5 他都市の実施状況

平成25年度は、69自治体がモデル事業を実施予定。

(参考)政令市…札幌市、千葉市、川崎市、横浜市、相模原市、静岡市、大阪市、神戸市、岡山市、福岡市、熊本市 以上12都市が平成25年度中に開始(予定含む)

モデル事業として実施する「自立相談支援事業」のイメージ

